

ラ等の設置、録画等の要否の判断に当たっては、当該相談に対応するカウンセラー等の判断も尊重すること。

- ・ 防犯カメラ等を活用しない場合にも、その場で行われた会話等を最後に双方で確認するなど、トラブル防止のための対応を行うこと。

※ 同様に、児童養護施設等の生活の場においては、特に児童等のプライバシーに配慮し、意向聴取・同意取得等を丁寧に行った上で設置することが必要である。

- 防犯カメラ等の設置に当たって、個人のプライバシー、現場の萎縮等に配慮するための工夫としては、次のような対応が挙げられる。

- ・ 撮影したデータは、何か事案が発生したときに検証するために用いることとし、何もなければ映像は見ない／非公開にする／一定期間の後に消去するなどのルールを設けること

※ 児童対象性暴力等は、発覚するまでに一定の期間を要することが多く、証拠保全の観点からは、管理に必要な負担も踏まえた上で、可能な限り長期間保存することが望ましい。

- ・ 責任者や管理職以外の者が、防犯カメラ等を操作することができないようにすること
- ・ プライバシー保護の観点から撮影が難しい閉鎖的空間（例：児童の居室、トイレ、更衣室、浴室）については、その入口にカメラを設置し、その際、室内が映らないよう入退室のみを記録し、被害の疑いが生じた場合の検証に活用できるようにすること
- ・ 録画だけでなく、録音を行う場合には、より個人のプライバシーに配慮する必要があるため、同意取得等を含めて、丁寧な対応が求められること

- 防犯カメラ等は、巡回や鍵の管理など様々な防犯対策のうちの一つであり、児童等のケガ・事故やトラブルなどの検証等の観点からも、事業の様態や現場の事情に応じて導入の検討がなされるものでもある。各対象事業者においては、法の施行に伴い、防犯カメラ等の活用のメリットや留意点も踏まえつつ、対象児童等の発達段階や事業の性質などの事業の実情に応じて、設置・運用の在り方を検討することが望ましい。

（３）対象業務従事者に対する研修

- 全ての対象業務従事者が、こどもの権利を理解し、児童対象性暴力等の加害の抑止や、児童対象性暴力等の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深め、未然防止・早期発見等につなげることが重要である。

- 特に、加害者の中には、「少し触っただけで大したことではない」「実は児童も喜んでいる・嫌がっていなかった」「児童が好意を寄せてきており、それに応えただけ」など、「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みに陥っている者もいることから、対象業務従事者が、「性暴力はどこでも起こり得るものだ」との意識を持ち、こどもの権利や性暴力の要因についての理解を深めることにより、加害者になることを未然に防ぐことも期待される。

- このため、法第8条等に基づき、対象事業者は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を対象業務従事者に受講させなければならない。

① 研修事項

- 研修事項は、次のアからクまでに掲げる内容を含むものとし、座学と演習を組み合わせたものとする。なお、座学と演習は、必ずしも同日に行う必要はないが、いずれも業務に従事する前に完了することが求められる。なお、キ及びクは、対象事業者が実施する措置に関する内容であるが、対象業務従事者の理解も重要であることに鑑み、研修事項に含むこととしている。

ア 対象業務従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因、こどもの権利等）

- ・ こどもの権利についての理解（一人の人間として人権を持つこと、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利があること、こどもの同意があったと主張して児童対象性暴力等を正当化することはこどもの意見を尊重することには決してならないこと等）
- ・ 法の概要（趣旨、対象事業者等）
- ・ 児童等に対する性暴力の特性（被害の深刻さ、被害の発見・開示のしづらさ、被害の相談・開示までのプロセス等）
- ・ 加害者個人に起因する要因（「認知の偏り」、「性的手なづけ（グルーミング）」等）・環境に起因する要因（支配性を有する立場等）

イ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲

- ・ 児童対象性暴力等には、わいせつな言動、盗撮等が含まれること
- ・ 児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」は、各事業者においてルールを設定し、関係者で認識を共有することが重要であること

ウ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の疑いの早期発見

- ・ 日常観察及び面談・アンケートの留意点

エ 相談、報告等を踏まえた対応

- ・ 被害等の相談を受けた際の心構え・対応の留意点（寄り添い、二次被害・記憶の汚染の防止等）
- ・ 対象業務従事者が行う具体的な対応の流れ（疑い段階から重く受け止めて、ルールに則って速やかに報告すること等）
- ・ 対象事業者が行う具体的な対応の流れ（事実確認からおそれの判断・対応の決定まで）

オ 被害児童等の保護・支援

- ・ 被害児童等・保護者への真摯な対応
- ・ 見守り・寄り添い等の例

カ 犯罪事実確認において対象業務従事者に求められる対応

- ・ 犯罪事実確認の手続の全体像
- ・ 対象業務従事者に求められる対応

キ 防止措置の基礎的事項

- ・ おそれがあると認められる場合
- ・ 防止措置の内容

ク 厳格な情報管理の必要性

- ・ 対象事業者に課せられる情報管理措置の内容（性犯罪歴に関する適切な情報の取扱い等）

○ 演習については、次のアからウまでに掲げる事項を満たすものとする。

ア 目標

- ・ こどもに接する具体的場面での適切な対応が、理解・イメージできるようになること。

イ 方法

- ・ 加害者が陥りやすい「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みをシミュレートする、児童対象性暴力等・「不適切な行為」の疑い等が生じた際に実際取るべき行動をシミュレートするなど、「自分ごと」として、受講者1人1人が実践的に考える機会を設けること。

ウ 内容

- ・ 次の（ア）及び（イ）の内容を必ず含むこと。
（ア） 「不適切な行為」の具体的な内容を理解させるものであること
（イ） 児童対象性暴力等・「不適切な行為」の疑いが生じた際に取るべき行動（こども・保護者から相談を受けた時、他の従事者から相談を受けた時）をシミュレートすること

○ また、演習を行う際には、次に掲げる事項を実施することが望ましい。

- ・ 各事業者において、事業内容に応じた演習内容とすること
- ・ 演習等を通じて、対象事業者内でのルール、対応体制、環境（死角のある場所）等の見直しに活かすこと

【例】現場で適切か否かの判断が難しい「身体接触」の方法について、現場の対象業務従事者が悩みや認識を共有しながら、対象業務従事者から児童等への児童対象性暴力等が生じ得るという前提に基づいた適切な対応や支援の在り方を、個別具体的に考えていく など

② 研修の実施方法

ア 実施主体

- 研修については、その実施主体は問わない。制度の対象事業者・対象業務従事者が多様であることを踏まえ、業界団体や対象事業者において、事業の特性や、児童等の発達段階・特性に応じて工夫された研修が実施されることが望ましい。
- 複数の業界団体による合同開催や、業界団体による別研修（虐待対応等）との組合せ開催等も考えられる。
- 対象事業者においては、自ら研修を実施しない場合であっても、対象業務従事者が研修を受講したことを確認しなければならない。

イ 受講時期

- 研修は、原則として、児童等に接する業務に従事する前に受講させる必要があり、学校設置者等の施行時現職者については、原則として、施行前に研修を受講させる必要がある。
- 認定事業者等については、法第 20 条第 1 項第 5 号において、認定時現職者に研修を受講させていることを要件としているため、認定等の申請時に、当該研修の受講を証する書類（研修実施計画書、事業者内の研修のお知らせ等）を提出する必要がある。
- また、研修は、次のような観点から、1 回限りとするのではなく、定期的に受講させること、日常的な取組の中に組み込むこと等が望ましい。
 - ・ 「自分ごと」として実際に行動できるようにしていくためには、定期的な研修により意識の醸成・定着させることが重要であること
 - ・ 対象事業者のルール（就業規則、「不適切な行為」の範囲等）の更新を踏まえて、定期的に知識のアップデートを行うことが必要であること
 - ・ 死角の場所、「不適切な行為」等の判断に迷う事例等について、日々のミーティング等で積極的に振り返り、対応を検討することにより、無理なく効果的に意識の醸成・定着が図られること

ウ 研修方法

- 研修は、座学及び演習を受講することが必要であり、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの方法によることとする。
 - （ア）標準研修
対象業務従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（標準動画）を用いた研修
 - （イ）要点研修

対象業務従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（要点動画）を用いた研修

（ウ）独自研修

業界団体・対象事業者が独自に実施する研修であって、①に記載の研修事項を満たす座学及び演習が行われるもの

- 標準研修は、対象業務従事者が理解しておくべき標準的な内容を含むものであるため、原則として、対象業務従事者は標準研修を受講すること。特に、期間の定めのない労働者を始め、中長期での従事が予定される者については、こども家庭庁の作成する研修教材を用いる場合、標準研修を受講することを想定している。
- 不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については、要点研修を受講することを可能とする。
- 標準動画及び要点動画には、演習用の課題・内容を含むため、動画視聴を通じた個人単位の演習とすることも可能であるが、特に標準研修においては、可能な限り集団での演習を行い、対話等を通じて、気づきや考えを深めることが重要である。
- また、業界団体や対象事業者において、事業の特性や、児童等の発達段階・特性に応じて工夫された独自研修が実施されることも考えられる。標準研修や要点研修と独自研修は択一的な関係にあるものではなく、標準研修又は要点研修を実施した後に、独自研修で追加的・補足的事項を取り扱う等の工夫も可能である。また、「研修」という形式をとらずとも、日々の振り返り等の中で、業務上気になった点等を対象業務従事者間で議論すること等も有効である。

エ その他の留意点

- 研修の実施に当たっては、第三者性の確保の観点から、専門的な知見を有する外部有識者等による講義や研修教材の監修を受けること等が望ましい。
- 法第8条等に基づく研修を実施するに当たっては、教員性暴力等防止法に基づく研修等の他の研修において重複する内容を扱っている場合については、省略することを可能とする。
- 研修は、対象事業者が対象業務従事者に必ず受講させることが必要なものであることから、対象事業者においては、研修時間は労働時間に含まれることに留意する必要がある。